

島 原 本 広 第 7 8 5 号
2 0 2 5 年 2 月 2 0 日

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長 三 村 秀 行

島根原子力発電所 2 号機における
原子炉施設保安規定に定める運転上の制限の逸脱について

島根原子力発電所 2 号機において、重大事故等発生時における原子炉格納容器内の水素および酸素の濃度を監視する設備の一部に不具合が発生したことから、19 時 00 分、原子炉施設保安規定第 65 条に定める運転上の制限を満足しない状態であると判断しましたので、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 9 条に基づきご連絡いたします。

以 上